# 【**独立役員届出書　記載上の注意事項**】

１．基本情報

| 項　目 | 記載上の注意 |
| --- | --- |
| (1)会社名 | ・会社名を記入してください。 |
| (2)コード | ・４桁の会社コードを半角数字で記入してください。 |
| (3)提出日 | ・独立役員届出書を提出する日付を半角数字で「yyyy/mm/dd」の方式で記入してください。例えば、2015年5月20日に提出を行う場合には、「2015/5/20」と記入してください。 |
| (4)異動（予定）日 | ・独立役員又は社外役員に異動が生じる日を「yyyy/mm/dd」の方式で記入してください。例えば、2015年6月20日の株主総会において新たに選任される社外役員を独立役員として指定する場合には、「2015/6/20」と記入してください。 |
| (5)独立役員届出書の提出理由 | ・独立役員届出書を提出する理由を記載してください。・記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員であり、(7)以降の項目においては、退任した社外役員の氏名等の記載は行いません。社外役員の退任を理由に独立役員届出書を提出する場合には、退任者の氏名は本欄に記載してください。

|  |
| --- |
| （例）・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。・独立役員である○○○氏が、期中（●●年●月●日付）で社外取締役（社外監査役）を退任したことにともない、新たに□□□氏を独立役員として指定するため。・独立役員である△△氏が新たに独立性基準に抵触することとなったため。 |

 |
| (6)「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」チェックボックス | ・独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している場合には、チェックを付してください。チェックを付した場合には、独立役員に指定していない社外役員について、(10)、(13)の記載は不要となります。・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」場合においても、(7)氏名、(8)社外取締役／社外監査役の別及び(11)異動内容（異動がある場合）については、全員分、記載が必要です。 |

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 項　目 | 記載上の注意 |
| --- | --- |
| (7)氏名 | ・全社外役員の氏名を記入してください。・記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員です。異動（予定）日において退任する予定の社外役員については、記載しないでください。・「３．独立役員の属性・選任理由の説明」欄においては、本欄に記載した社外役員の氏名と同じ並び順で記載してください。・社外役員が５名以上いる場合には、必要に応じてExcelファイル上で非表示となっている行を表示することにより、全社外役員の氏名を記載してください。 |
| (8)社外取締役／社外監査役（ドロップダウンリスト） | ・ドロップダウンリストから、「社外取締役」又は「社外監査役」のいずれかを選択してください。 |
| (9)独立役員（ドロップダウンリスト） | ・当該社外役員を独立役員として指定している場合には、ドロップダウンリストから「○」を選択してください。・当該社外役員を独立役員として指定していない場合には、空欄としてください。 |
| (10)役員の属性（ドロップダウンリスト） | ・当該社外役員が、フォーマット下部の「※２」のａ．～ｌ．に掲げる属性に該当している場合には、本欄の該当する項目にチェックをしてください。なお、「※２」に記載している文言は、施行規則等に定める文言を簡略化して記載しているものであることにご注意ください。・ａ．～ｌ．の解釈等については、「Ⅰ．３．（２）独立性基準について」及び「Ⅰ．４．属性情報の記載」を参照してください。・選択項目については、上記各事由に、社外役員「本人」が「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」において該当している場合は「△」をドロップダウンリストから選択してください。・社外役員の「近親者」が上記各事由（ｊ．～ｌ．を除く。）に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」において該当している場合は「▲」をドロップダウンリストから選択してください。・該当する項目が複数ある場合は、そのすべてを選択してください。・ここでいう「過去」において該当している場合とは、例えば、「現在の親会社に過去勤務していたような場合」を指します。「過去の親会社に現在勤務している場合」や「過去の親会社に過去勤務していた場合」はこれにあたりません。・当該社外役員が、ａ．～ｌ．のいずれにも該当していない場合は、「該当なし」の項目のドロップダウンリストから「○」を選択してください。・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については本欄は記載不要です。・ｊ．及びｌ．に関して、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めて（15）に記載している場合に、当該軽微基準に該当するときは、当該項目に係るチェック欄へのチェックが不要となります。 |
| (11)異動内容（ドロップダウンリスト） | ・当該社外役員が、異動（予定）日における異動の対象である場合には、本欄において該当項目を選択してください。・社外役員の任期中である場合や、再任の場合など、社外役員・独立役員の地位に変動がない場合には、本欄は空欄としてください。・異動（予定）日において新たに社外役員に就任する場合には、当該者を独立役員に指定するか否かにかかわらず、「新任」を選択してください。・既に社外役員となっている者を、追加的に独立役員に指定する場合には、「指定」を選択してください。・既に独立役員として指定されている者について、社外役員は退任せず、独立役員の指定のみを解除する場合には、「指定解除」を選択してください。・個別の社外役員についての記載内容について、記載内容の訂正や、チェック欄の更新等がある場合には、「訂正・変更」を選択してください。・記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員ですので、異動（予定）日において退任する社外役員についての記載は不要です。 |
| (12)本人の同意（ドロップダウンリスト） | ・独立役員として届け出られる社外役員が、上場規程及び施行規則に基づいて独立役員として届け出られることに同意していること及び独立役員届出書の内容について確認を行っていることを確認するために、ドロップダウンリストから、「有」を選択してください。・独立役員に指定していない社外役員については、本欄の記載は不要です。・既に独立役員として指定されている者について、社外役員は退任せず、独立役員の指定のみを解除する場合（「指定解除」の場合）も、本欄の記載は不要です。 |

３．独立役員の属性・選任理由の説明

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 記載上の注意 |
| (13)該当状況についての説明 | 〔役員の属性の該当状況の説明〕・当該社外役員が「役員の属性」のａ．～ｌ．のいずれかに該当している場合は、その概要を記載してください。記載内容については、「Ⅰ．４．属性情報の記載」の説明等を参照してください。

|  |
| --- |
| （例）・社外取締役の△△△△氏は、株式会社○○に□□□□年から□□□□年まで総務部長として勤務していました。当社は株式会社○○から当社製品の部品である△△△を継続的に購入しており、取引額は年間□□□百万円（○○年○月期実績）です。当該取引額は、株式会社○○の年間売上高の△△％に相当し（○○年○月期実績）、当社が公表している独立性判断基準に照らして、株式会社○○は当社を主要な取引先とする者に該当します。・社外取締役の□□□□氏は、当社製品の販売先である株式会社△△△の出身です。株式会社△△△と当社との間には、年間○○○百万円（○○年○月期実績）の取引が存在しています。・社外監査役の○○○氏は、□□大学の経済学部教授ですが、当社は、同大学工学部○○学科に、研究支援目的で○○○百万円（○○年○月期実績）の寄付を行っています。 |

・「(7)氏名」欄に記載した社外役員の氏名と同じ順番で記載してください。・本項目は、独立役員のみならず、社外役員についても記載は必須です。ただし、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については記載不要です。・ｊ．～ｌ．に関して、概要に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載する場合にも、本欄を使用してください。 |
| (14)選任の理由 | 〔独立役員に指定する場合〕・当該社外役員を独立役員として指定する理由（独立役員として指定しようとする者について、上場会社として「一般株主との利益相反が生ずるおそれがない」と判断した根拠）を記載してください。コーポレート・ガバナンス報告書において記載が求められる独立役員の選任の理由欄において記載する内容と同様の内容とすることが考えられます。・「一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していない」ことを事実に基づいて説明するなど、独立役員の指定理由の記載が必要です。〔独立役員に指定しない場合〕・独立役員に指定していない社外役員については、記載を必須とするものではありませんが、当該社外役員の選任理由としてコーポレート・ガバナンス報告書に記載する「選任の理由」と同様の内容を記載することが考えられます。また、当該社外役員に期待している効用が独立性に基づくものでない場合には、その効用を記載することも考えられます。 |

４．補足説明

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 記載上の注意 |
| (15)補足説明 | ・コーポレートガバナンス・コードの原則４－９の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。・本欄の記載にあたっては、独立性判断基準の内容を本欄に直接記載する方法のほか、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により該当する内容を開示している場合にその内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのＵＲＬなど）を本欄に記載する方法としても差し支えありません。

|  |
| --- |
| コード【原則４-９】*取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。* |

・上場会社が取引や寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めた場合には、本欄において当該基準を記載してください。・独立役員が確保されていない場合には、独立役員の確保に向けた今後の対応方針を記載してください。・その他、独立役員届出書に記載した内容について補足すべき内容がある場合には、本欄を使用してください。 |